

議案第 79 号

東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市
町村公平委員会共同設置規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 7 第 3 項の規定により準用する同法
第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定に基づき、東京都市町村公平委員会共同設置規約を次のと
おり変更する。

上記の議案を提出する。

平成 28 年 11 月 29 日

提出者 あきる野市長 澤 井 敏 和

提案理由

平成 29 年 4 月 1 日に西東京市、柳泉園組合及び多摩六都科学館組合が東京都市町村公平
委員会に加入することに伴い、東京都市町村公平委員会共同設置規約の一部を変更する必要
がある。

東京都市町村公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約

東京都市町村公平委員会共同設置規約（昭和 42 年 4 月 1 日東京都知事届出）の一部を次
のように改正する。

別表中「あきる野市」を「あきる野市 西東京市」に、「稲城・府中墓苑組合」を「稲
城・府中墓苑組合 柳泉園組合 多摩六都科学館組合」に改める。

附 則

この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。